

国際教育について

1. 高校生の留学・国際交流
2. 外国人児童生徒等への教育
3. 在外教育施設への教師派遣



高等学校段階からの留学促進について

社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業

令和6年度予算額（案） 141百万円
（前年度予算額 141百万円）



背景・課題

- グローバル化の一層の進展が予想される中、グローバルに活躍する人材の育成が重要。
【政府目標】新たな教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）
「2033(令和15)年までに日本人高校生の海外留学生数 12万人」
- 日本人高校生の海外留学実績：4.7万人（平成29年度）0.3万人（令和3年度）
- 留学したいと思う高校生：36.8%（平成29年度）34.7%（令和3年度）
- 日本の高校生の外国への関心は日米中韓で最も低い（令和元年度）

新型コロナウイルス感染症の影響で、高校生の国際交流が大きな打撃を受ける中、高校生の留学機運向上のため、留学支援等の取組を強化していく必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)(抄)

留学の派遣、受入れの強化や卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進等に必要取組を速やかに行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和5年6月16日閣議決定)(抄)

高校段階からの留学促進を図る。留学生獲得に向けた戦略的な取組を進める。中高生についても、中長期的に支援の拡充を図ることを目指す。

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」

教育未来創造会議 第二次提言（令和5年4月27日）（抄）

・高校段階から大学院段階までを通じた日本人学生の派遣を推進
・「アジア架け橋プロジェクト」や対日理解促進交流プログラムの充実強化、姉妹校連携や留学コーディネーターの配置促進等を通じた国際交流の促進

事業内容

留学環境整備

【国際交流・留学環境整備事業】（令和2年度～）

13百万円(前年度:19百万円)

- 高校生留学を推進するための啓発活動や研修等を各都道府県で開催し、留学機運の醸成を図る。
- 中学・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流活動を推進し、留学に興味をもつ機会の提供を図る。
 - 支援件数：都道府県(7カ所を予定)
 - 支援内容：各都道府県の事情に応じ、啓発活動や研修、留学支援員の配置、姉妹校提携の促進などを組み合わせることで、効果的に施策を推進。

派遣事業

【国費高校生留学促進事業】（平成26年度～）

99百万円(前年度:93百万円)

- 自治体、学校等による短期留学プログラムへの参加に係る留学経費を支援し、保護者負担を軽減。
 - 事業規模：1,600人 ■ 支援金額：一人6万円 ■ 支援対象：短期(原則10日以上1か月未満)

受入事業

【異文化理解ステップアップ事業】（平成26年度～）

30百万円(前年度:30百万円)

- 日本語を学ぶ外国人高校生を、民間団体を通じて日本の高等学校に短期招致。
- 受入先高校での国際交流を通じ、高校生の国際的視野の涵養を図る。
 - 事業規模：115人（6週間程度） ■ 支援件数：民間団体(2件を予定) ■ 支援経費：渡航費、選考や受入等に要する経費等。

高校生の留学機運の醸成・留学促進



アウトプット（活動目標・指標）

- 国の留学経費の支援を受けて留学した生徒の数

短期アウトカム（成果目標）

- 将来留学したいと思う高校生の増加

長期アウトカム（成果目標）

- 2033年までに
- 日本人高校生の海外留学生数を12万人にする
- 高校段階での外国人留学生数を2万人にする

（担当：総合教育政策局国際教育課）

アジア高校生架け橋プロジェクト +

令和6年度予算額（案） 232 百万円
（前年度予算額 176 百万円）



背景・課題

- 平成29年の安倍晋三元総理大臣のスピーチを受けて平成30年度から令和4年度にかけて日本語を学ぶアジアの優秀な高校生を半年から10か月程度日本に招致する事業を実施。
- 5年間で1,000人の目標に対し、974名の招聘を実現。
- 【成果】（1期～5期）
 - ・留学生が帰国後、日本への印象が良くなったとの回答が91%
 - ・帰国生が国費留学生など日本の大学等へ進学 9.2%
 - ・日本人高校生の留学生の出身国に対する理解や関心の高まり 90.9%
 - ・日本人高校生の語学習得に対する意識の変化 70.8%
- 【課題】
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での地域交流・体験学習等が十分に行えなかった。
 - ・学校内の取組から留学生との地域的な交流機会を促進し留学機運の更なる醸成が必要。
- 【方向性】
 - アジア諸国を中心に、より効果的な国際交流の仕組みを構築しつつ、招聘事業を実施
 - 留学生と日本人生徒が共同生活を行い、国際理解を深める機会を創出

第5回ASEAN+3教育大臣会合及び第5回EAS（東アジア首脳会議）教育大臣会合（令和3年10月）

アジア高校生架け橋プロジェクトなど、学生の流動性を高める奨学金・交流プログラムに対する日本政府の継続的支援を高く評価する。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

留学の派遣、受入れの強化や卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進等に必要を取組を速やかに行う。

インド世界問題評議会 総理政策スピーチ（令和5年3月20日）

アジア高校生架け橋プロジェクトなど各種交流プログラムを強化し、次世代を担う「若者」をつなぎます。

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」
教育未来創造会議 第二次提言（令和5年4月27日）（抄）

外国人留学生の受入れを進めることは、引き続き重要

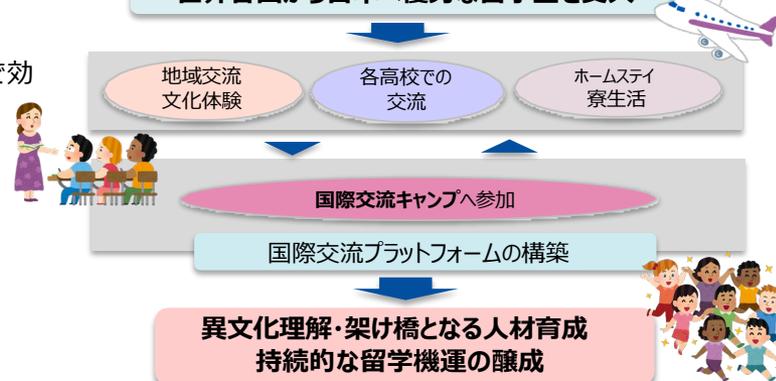
事業内容

- アジア諸国を中心に日本語を学ぶ優秀な高校生100人を5か月程度、日本全国の高校に招聘。
- 全国各地でホームステイや寮生活をしながら日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。
- 文化体験、地域交流、国内企業での体験学習や視察等を実施。
- 留学生と日本人生徒が参加する国際交流キャンプを実施し、英語交渉や文化発信を含む、高度で効果的な国際交流を促進

- ★グローバル社会における我が国の未来を担う人材育成
- ★互いの国に精通したリーダー、架け橋となる人材の育成
- ★諸外国との国際交流、相互交流、友好親善を促進

- 実施団体：民間団体等
- 事業期間：5年間（令和5年度～令和9年度）
- 支援内容：招聘生の選考・研修に係る経費、渡航費、高校やホストファミリーでの受入に係る経費、国際交流キャンプの実施に伴う経費等

世界各国から日本へ優秀な留学生を受入



アウトプット（活動目標・指標）

- 事業により、日本に招聘した高校生数

短期アウトカム（成果目標）

- 学生・社会人として日本に再来日を希望する外国人高校生の増加
- 将来留学したいと思う高校生の増加

長期アウトカム（成果目標）

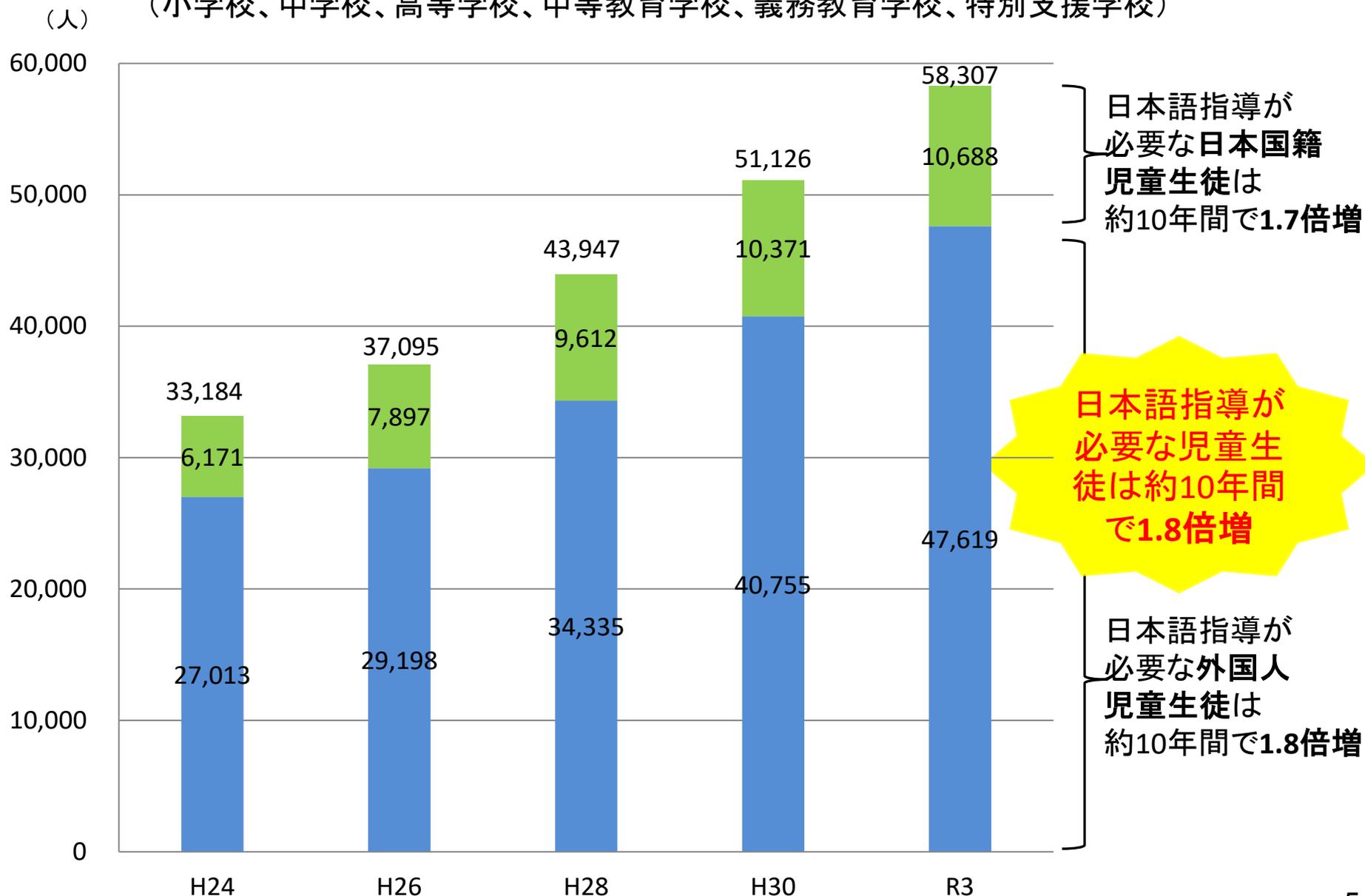
- 2033年までに
- 高校段階での外国人留学生数を2万人にする
- 日本人高校生の海外留学生数を12万人にする

（担当：総合教育政策局国際教育課）

外国人児童生徒等への対応について

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

日本語指導が必要な児童生徒は全国で増加

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人児童生徒等教育を推進することが必要。

(※ 赤字部分については、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日文科科学省)から引用)

- ✓ 指導体制の確保・充実
- ✓ 指導力の向上
- ✓ 進学・キャリア支援の充実
- ✓ 異文化理解、多文化共生の考え方に基づく教育の推進

高等学校等における日本語指導の制度化について

- ▶ **公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加**している（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- ▶ 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- ▶ このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援**の取組を進めることが重要。

➡ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。**

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた**特別の指導**を行う必要がある者を教育する場合には、**特別の教育課程によることができる**。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める**。
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、**単位の修得を認定しなければならない**
 - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、**2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる**。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、**必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない**。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

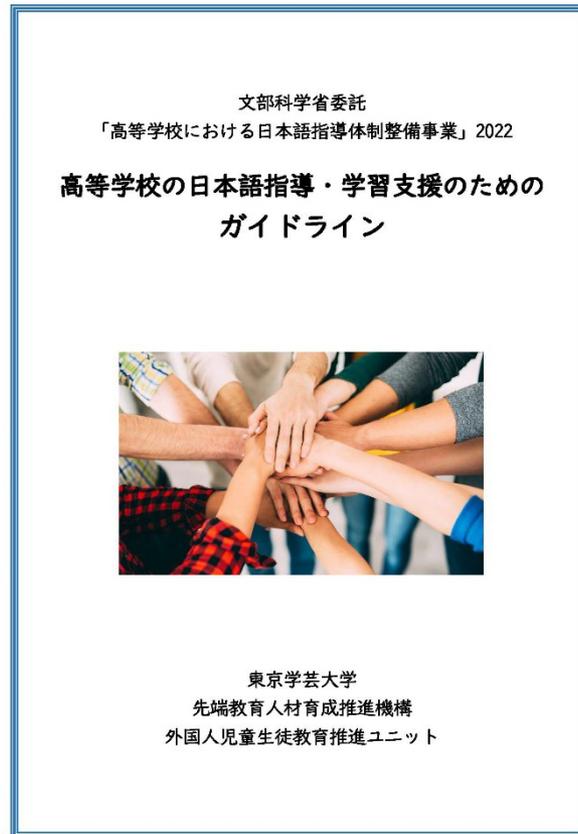
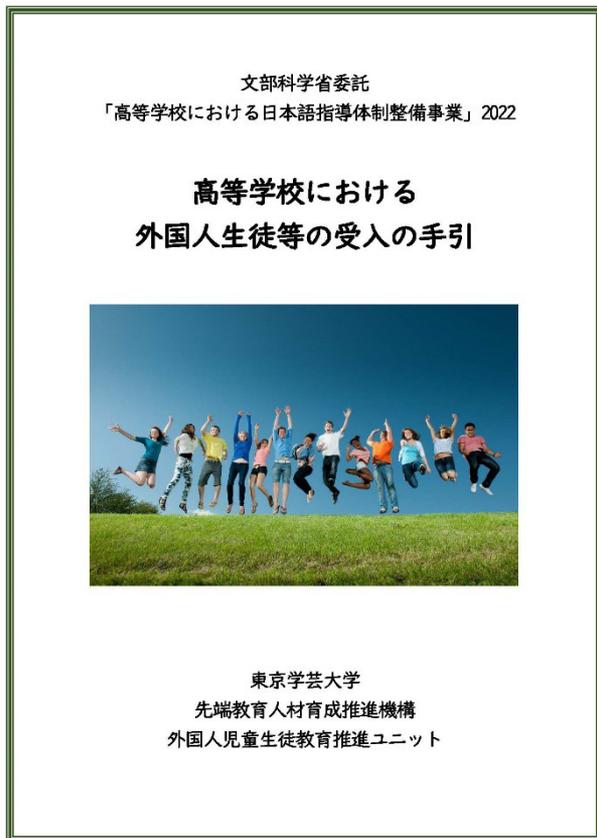
✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択 教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	---------------	----------------	-------------------------	----------

高等学校における日本語指導体制整備に関する資料

高等学校における外国人生徒等の受入の手続き、日本語指導の仕組み、支援体制作りに関する考え方や事例、そして関連する情報で構成しています。

日本語指導、教科指導・教科学習支援、キャリア教育、多文化共生教育に関し、具体的な内容構成や実施方法を提案します。本事業で実施した調査を通して収集した具体例や実践・取り組み事例、また、関係者の声なども採録しています。

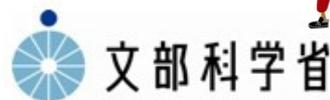


https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf



https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf





目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



管理運営について

「かすたねっと」は2021年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。
公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111 (内線2035)

公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること

tagengo-gakko@googlegroups.comまでお寄せください。サイトの動作に問題がある場合、お使いのコンピュータのOS名、ブラウザの名前とバージョン、どこからインターネットに接続しているか、をあわせてお伝えください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関する場合は、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

これまでに作成した参考資料など

- 外国人児童生徒受入れの手引 明石書店から販売もされています。
(外国人児童生徒等教育の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm 
- 就学ガイドブック
(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm 
- 学校教育におけるJ S Lカリキュラム
(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)  
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm(小学校)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm(中学校)
- 外国人児童生徒のためのJ S L対話型 アセスメント～DLA～
(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm 
- 外国人児童生徒教育研修マニュアル
(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm 

在外教育施設への教師派遣について

令和7・8年度

在外教育施設 派遣教師募集



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY (JAPAN)

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、現在、約3.6万人の子供たちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。海外で暮らす子供たちが国内と同等の教育を受けられるよう、文部科学省ではこれらの在外教育施設へ教師を派遣しています。

日本人学校：94校 [49か国1地域]、補習授業校：43校 [13か国]

この度、令和7年度又は8年度に在外教育施設に派遣する

- **在外教育施設派遣教師（現職の教師（国公私立）が対象）**
 - **在外教育施設シニア派遣教師（退職教師（予定を含む）が対象）**
 - **在外教育施設プレ派遣教師（将来日本国内で正規採用教諭を目指す方が対象）**
- の募集を行います。

派遣期間は原則2年間

※本人が派遣期間の延長を希望する場合には、評価及び派遣元教育委員会等の了承等の条件に応じて2年を限度として1年ごとの延長が可能です。

世界で学ぶ日本の子供たちにはあなたの力が必要です！
御応募お待ちしております。

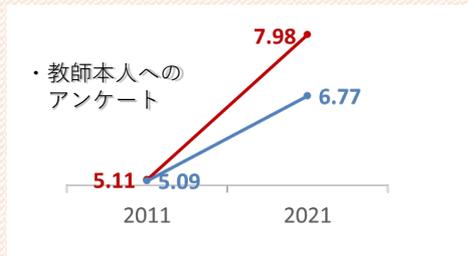
特に**教頭職**又は**中学数学**、**理科**、**国語**の免許状をお持ちの方

派遣先	①日本人学校	●国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。
	②補習授業校	●現地校、国際学校等に通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。
派遣区分	①現職教師	●各都道府県・指定都市教育委員会等は4月～6月に域内で募集及び選考を実施し、文部科学省へ推薦を行います。 ●詳細は、 <u>所属の教育委員会や学校長にお問合せください。</u>
	②シニア・プレ派遣教師	●3月末に文部科学省ホームページにて募集を開始します。 ●希望する方は、 <u>ホームページの内容を御確認いただき文部科学省国際教育課へ直接応募</u> してください。
給与上の 処遇		●長期出張という身分取扱いである派遣教師に対して、 <u>給与等はそれぞれの所属先が支給</u> します。（文部科学省から国内給与相当分を都道府県、指定都市、学校法人に対し、委託費として交付しています。）※現職派遣教師のみ ●文部科学省から、赴任・帰国のための <u>旅費</u> 、海外生活の特殊性を考慮した <u>在勤手当を派遣教師に支給</u> します。
身分の 取扱	①公立学校 所属の教師	教育公務員特例法第22条第3項に基づく <u>長期の研修出張</u> としています。 文部科学大臣は研修出張という身分取扱いを受けた教師に対し、 <u>在外教育施設における教育に従事することを委嘱</u> し、派遣教師はその委嘱に基づき、教育業務に専念しています。
	②私立学校 所属の教師	公立学校教師と同様に出張という身分取扱いを受けた教師に対し、在外教育施設における教育の実施を委嘱しています。
	③シニア・プレ派遣教師	文部科学大臣の委嘱を受けて、派遣される在外教育施設の学校運営委員会（管理運営の主体）の下に所属する職員です。

選考スケジュール	3月末頃	<ul style="list-style-type: none"> ●文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等宛てに推薦依頼 ●文部科学省ホームページにてシニア・プレ派遣教師の募集開始
	6月中旬頃	シニア派遣教師応募締切 ※現職派遣教師は所属の教育委員会等にお問合せください
	7月末頃	プレ派遣教師応募締切 ※現職派遣教師は所属の教育委員会等にお問合せください
	7月中旬～8月末頃	面接試験
	12月頃	令和7年度派遣教師内定者として決定
	1月中旬頃	内定者等研修会（5日間程度を予定）
	2月下旬頃	令和7年度派遣教師として決定、令和8年度登録者として内定、選考結果通知
	4月上旬頃	渡航

日本人学校等での子供の学びに向き合った経験は教師の資質・能力向上に繋がります！

多文化・多言語環境における指導能力



カリキュラム・マネジメント能力



学校の管理・運営能力



● 派遣経験あり (n = 784) ● 派遣経験なし (n = 2,947)

「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」の詳細は、以下URL及びQRコードから御覧ください！

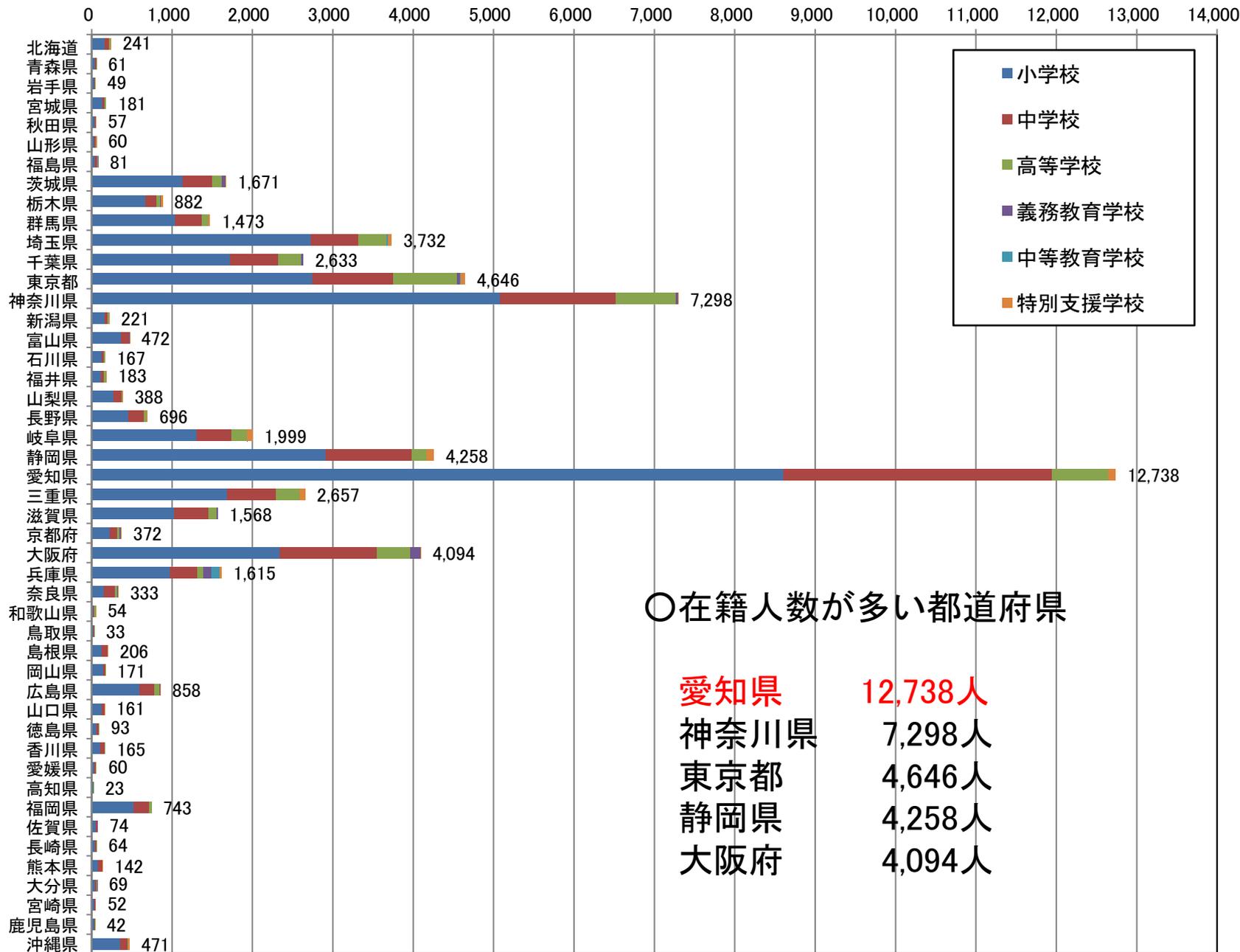
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html



参考資料

日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計（公立）

（児童・生徒数：人）

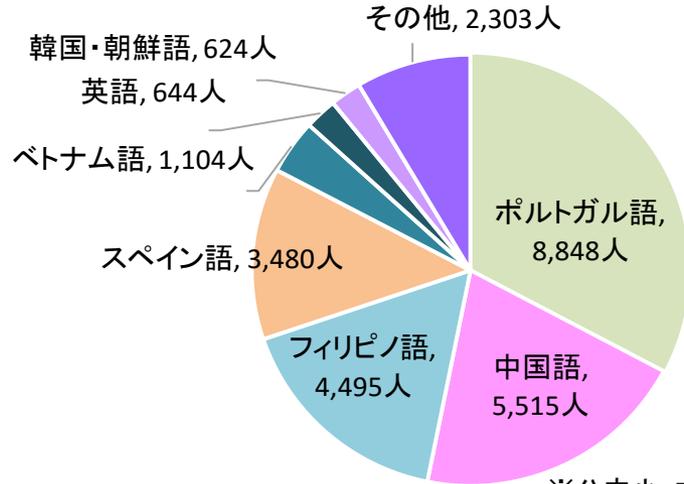


帰国・外国人児童生徒の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

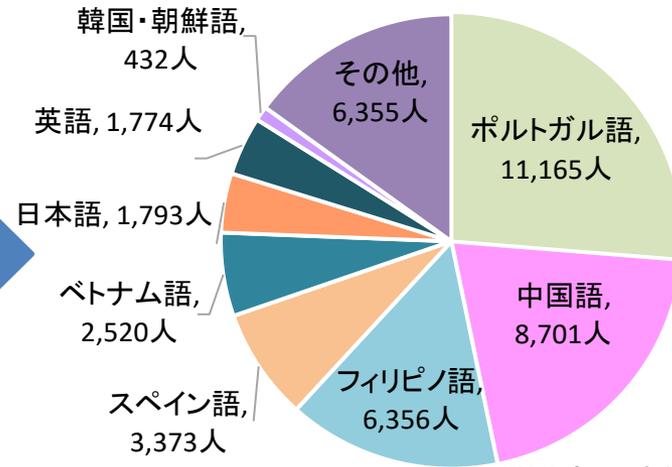
外国籍児童生徒

(平成24年度)



※公立小・中学校 27,013人

(令和3年度)

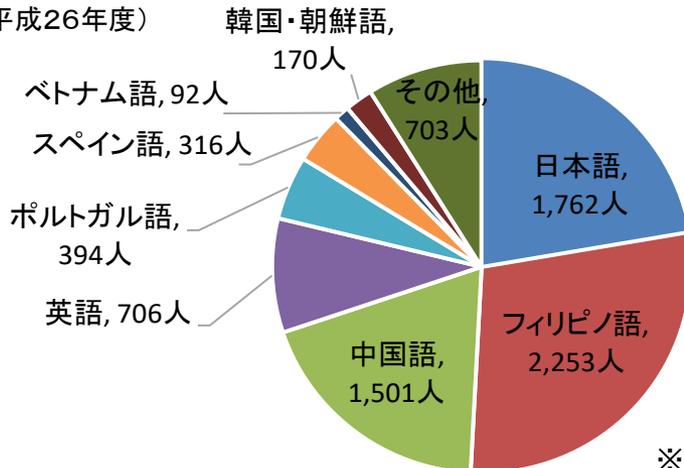


※公立小・中学校 42,469人

「その他」の言語
 インドネシア語、ウルドゥ語、
 タイ語、ネパール語
 ベンガル語、モンゴル語
 ロシア語、アラビア語
 マレー語、パシュトゥー語 等

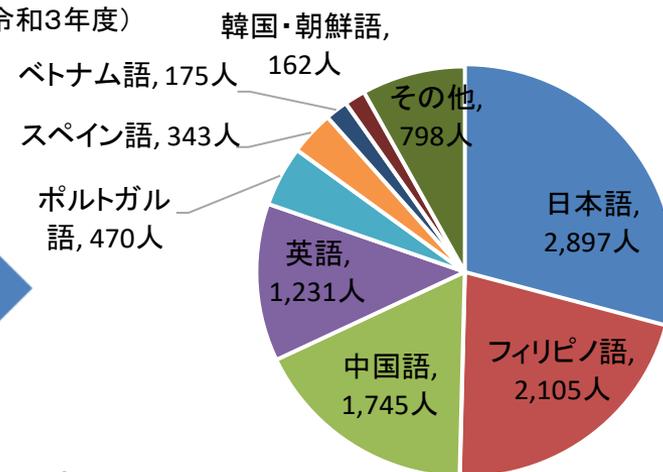
日本国籍児童生徒

(平成26年度)



※公立小・中学校 7,897人

(令和3年度)



※公立小・中学校 9,926人

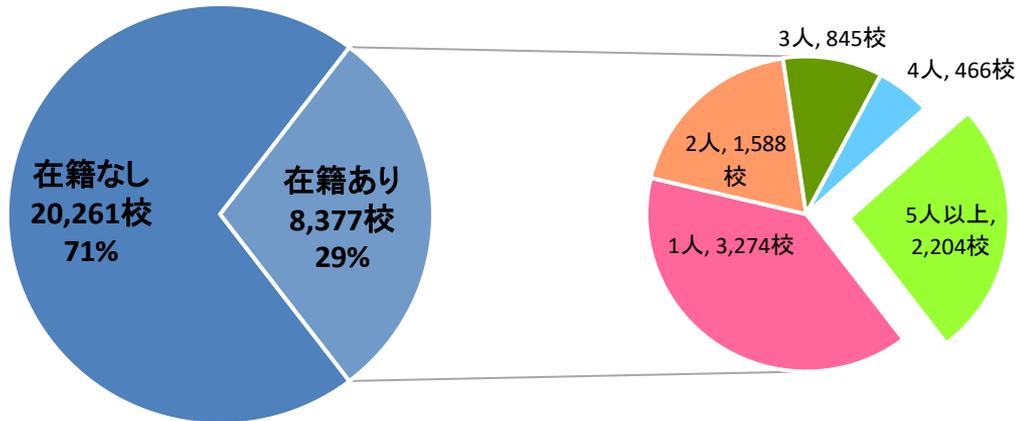
帰国・外国人児童生徒の現状②

② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

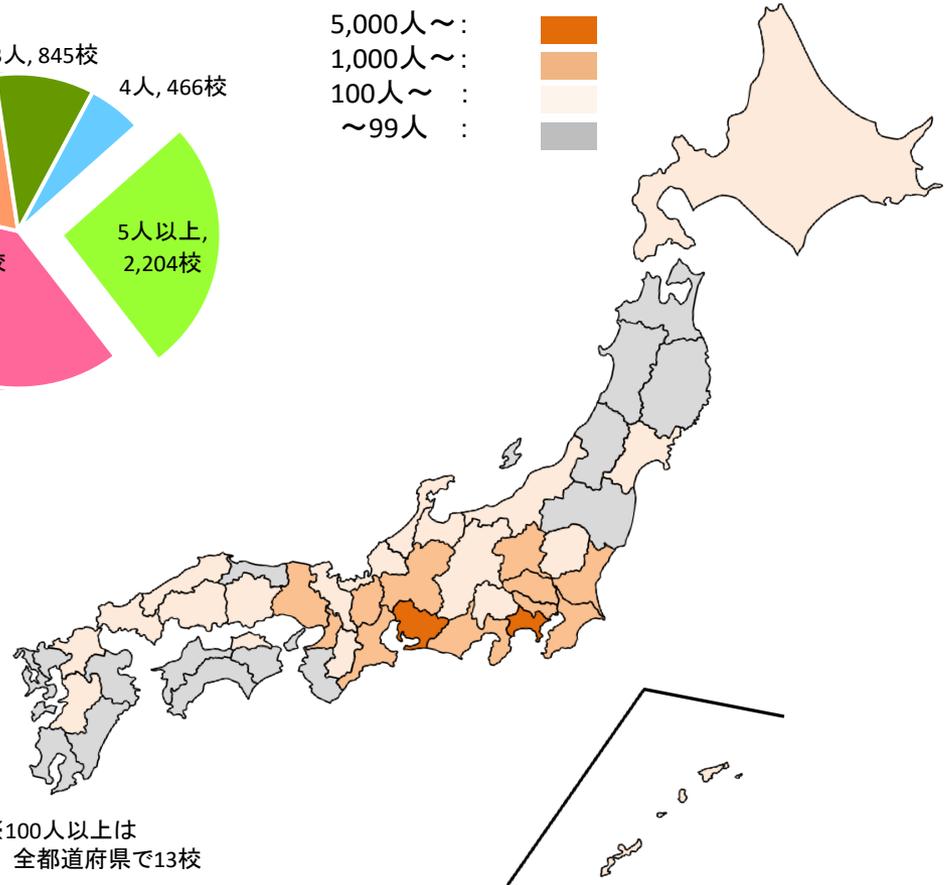
(公立小・中学校 28,638校)

(平成30年度)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

5,000人～：
1,000人～：
100人～：
～99人：



※100人以上は
全都道府県で13校

令和2年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,931	264	6.7%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,132,224(※1)	20,283(※2)	1.0%

(※1)「令和2年度学校基本調査」を基に算出

(※2)「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出

2. 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※3)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	951	493	51.8%
全高校生等	712,927(※4)	523,223(※4)	73.4%

(※3)短期大学、専門学校、各種学校を含む

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	228	89	39.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	134,965(※4)	4,401(※4)	3.3%

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	951	128	13.5%
全高校生等	712,927(※4)	45,777(※4)	6.4%

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課題

子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子どもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

① 日本語指導のための教師等の確保

- 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
- 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築

② 学校における日本語指導の体制構築

- 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
- 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
- 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知

③ 地域との関係機関との連携

- 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
- 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

① 教師等に対する研修機会の充実

- 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
- 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築

② 教員養成段階における学びの場の提供

- 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討

③ 日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発

- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
- 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信

④ 外国人児童生徒等に対する特別な配慮等

- 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
- 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

学習指導要領等における記載

「小学校学習指導要領」（平成29年3月告示） ※中学校、高等学校においても同様の記載あり

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果な指導に努めるものとする。

「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（平成29年7月）の概要 ※中学校、高等学校においても同様の記載あり

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導

① 学校生活への適応等(第1章第4の2の(2)のア)

- 帰国・外国人児童等の受入れに際しては、当該児童が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮
- 他の児童についても、帰国・外国人児童等と共に学ぶことにより、異文化理解や共生の姿勢を育てるよう配慮

② 日本語の習得に困難のある児童への通級による指導(第1章第4の2の(2)のイ)

- 一人一人の日本語能力を把握しつつ各教科・日本語指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行う
- 特別の教育課程編成・実施の制度を活用しながら、児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行う
- 日本語の習得に困難のある児童が在籍する学級において、授業の日本語や学習内容を理解・定着するための支援、自律的に学習できるようにするための支援、学習や生活に必要な心理的安定のための支援などを行う
- 日本語の習得に困難のある児童の指導を効果的に行うため、児童の在籍学級の教師、日本語指導を担当する教師、学校管理職など、全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築する

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等